

Series

国民年金 老齢年金の受給について

by 市民課・各支所地域振興課 本庁☎ 0986-76-8805 大隅☎ 099-482-5923 財部☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

老齢年金の受給資格期間は満たしていますか？

老齢年金は、受給資格期間が120月以上（平成29年7月31日までは300月以上）なければ受け取ることができません。受給資格期間とは、保険料納付済期間・免除承認期間・厚生年金加入期間等です。

国民年金の強制加入期間は、20歳～60歳までですが、60歳到達時点での受給資格期間が120月に満たない方や、満額の老齢基礎年金をもらえない方は、申出により60歳以下でも保険料を納めることができます。

任意加入できる方

▽受給資格はあるが、満額を受給できない方（60歳～65歳）
▽受給資格を満たしていない方（60歳～70歳）

▽外国人に居住している日本人（20歳～65歳）

（20歳～65歳）

国民年金の強制加入期間は、20歳～60歳までですが、60歳到達時点での受給資格期間が120月に満たない方や、満額の老齢基礎年金をもらえない方は、申出により60歳以下でも保険料を納めることができます。

▽後納制度について

後納制度とは、国民年金保険料の納め忘れ（免除承認期間を除く）がある場合に、過去5年以内であればさかのぼって納めることができます。

後納制度で保険料を納付する度です。

注意事項

▽厚生年金被保険者の方は加入できません。

▽保険料は原則として口座振替での納付となります。手続きの際は、通帳と通帳印を必ず持参ください。

▽申し込みをした日の属する月分から保険料を納付することができます。納付が困難になつた場合や、それ以上納付を必要としない場合は、資格喪失申出をした日の属する月の前月分までの納付が必要です。

▽後納制度について

後納制度とは、国民年金保険料の納め忘れ（免除承認期間を除く）がある場合に、過去5年以内であればさかのぼって納めることができます。

金の受給資格を得られる可能性があります。また、将来受け取る年金額が増額します。
※3年度以上さかのぼって納める場合は、当時の保険料に一定の加算がつきます。

後納制度は**平成30年9月末で終了します。**
この機会にぜひ後納制度をご利用ください。
なお、申込みをする場合は、**納付期限が9月末となります**ので、お早めにお申し込みください。

鹿屋年金事務所による移動相談

| 期日 | 時間 | 場所 | 予約先 |
|----------|------------|--------------|-------------------------|
| 6月 7日(木) | 午前10時～午後3時 | 本庁（末吉）1階会議室 | 本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805 |
| 8月 9日(木) | | 大隅支所別館2階大会議室 | 大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923 |

※鹿屋年金事務所による移動年金相談が上記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。定員になり次第締め切りますので、お早目にご予約ください。

忘れがちなお金回りのこと。

Series

税チャンネル 納税相談にお越しください

by 税務課・各支所地域振興課 本庁☎ 0986-76-8804 大隅☎ 099-482-5922 財部☎ 0986-72-0932

市税等の納期内納付のお願い

平成30年度の市税等の納税通知書については、5月に固定資産税、軽自動車税の通知書を送付したところですが、6月には市県民税、国民健康保険税、介護保険料を7月には後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書を送付します。それぞれ納期限（までの納付をお願いします。

夜間・休日の納税相談について

税務課では、市税等（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納税相談を常時（休日・夜間を除く）受け付けています。

「納期どおりの納付が難しい」「滞納分を分けて納めたいけど、どう納めていけばいいか分からない」などお悩みの方は、早めに納税相談にお越しください。

また、「平日は仕事を休めない」「仕事が終わってからでは間に合わない」という方々を対象に、次の日程で夜間・休日相談を行いますので、ご利用ください。

夜間相談 平成30年6月21日（木）

休日相談 平成30年6月24日（日）

場所 曽於市役所 本庁 税務課
※大隅・財部支所では、夜間・休日相談

は行っておりません。

※ご家庭の収入や支出をお聞きすることがあります。

※印鑑を持参の上、来庁ください。

滞納を放つておくと

皆さんが納付している市税やその他の徴収金は、福祉・教育・生活環境の整備など、市民サービスを充実させるために欠かせない財源です。その財源の確保と納期内に税金を納められている方々との公平性を保つため、税務課では督促状や催告書等による納付の催告や滞納処分（差押え）に取り組んでいます。

滞納を放つておくと、法律に基づき給与や預貯金、生命保険、固定資産といった全ての財産に対する調査権限が発生し、調査の結果、財産が発見されると滞納処分（差押え）となります。

この調査や差押えは、事前に連絡することなく行われます。

納付も相談もない方については、納付する意識がないと判断され、滞納処分が執行されます。

納税の猶予制度について

火災や風水害による財産の損失、長期の療養を必要とする病気やケガ、事業の休廃止や損失など、特別な事情により、

納税が困難となつたと認められる場合、申請により、納税を猶予する期間を定め、その期間において分割して納付することができます。

納税猶予の期間は原則1年（最大で2年）で、その間の延滞金の減免や差押え等の滞納処分が執行されないなどの特例があります。

まずは、ご相談ください

納付困難となる方のほとんどが、放つておいた結果、滞納額が累積し、延滞金もかさみ、さらに新年度分が課税されるため、なかなか追いつかなくなってしまうといったものです。納期限日までの納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

